

平成 26 年 12 月 1 日

各 位

株式会社 北洋銀行

帯広信用金庫と債権流動化に関する業務提携契約を締結しました **～十勝管内のお客さまへ債権流動化を通じた地域密着型金融に取組みします～**

北洋銀行と帯広信用金庫は、11 月 21 日付で債権流動化による地域の成長支援を目的とした業務提携契約を締結しましたのでお知らせします。

1. 概要

当行は、お客さまの資金調達と財務改善ニーズを同時に満たすことができる債権流動化業務を平成 16 年 1 月より開始しており、地域経済活性化の一環として担保・保証人に依存しない債権流動化を活用した地域密着型金融を推進しております。

2. 本件業務提携契約のメリット

これまで当行が道内外で蓄積してきた債権流動化のノウハウを、地場企業のお取引先を多く持つ帯広信用金庫が活用することにより、相乗効果が期待できます。これは、当行が経営目標としている「地域の成長支援」に資する取り組みとなると同時に、十勝管内の発展に資するものです。

3. 債権流動化について(スキームは別紙ご参照)

債権流動化(特に完成工事未収入金債権流動化)とは、利用者が保有する一般の売上代金(建設業者の場合、完成工事に係る請負代金)の未収入金を、金融機関が直接買取ることにより、期日前の資金化および財務内容の改善ニーズに応えるものです。

4. 債権流動化のメリット

(1) 利用者のメリット

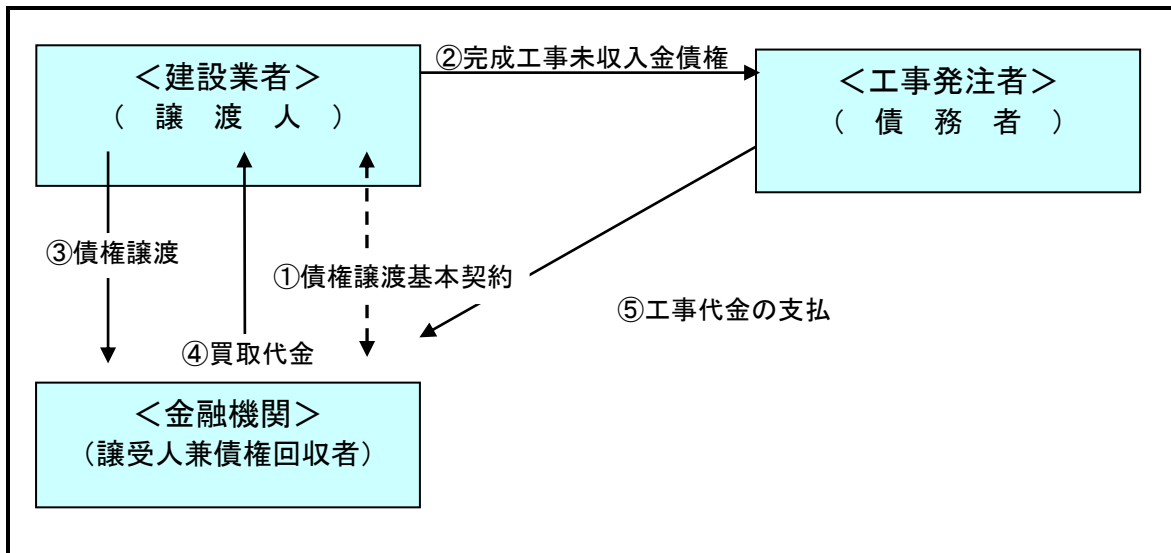
債権の流動化による新たな資金調達手段として、早期の資金化によりバランスシートのオフバランス化が図られます。その結果として、財務比率の改善や、建設業者の場合は、経営事項審査の評点アップ等に繋がります。

(2) 金融機関のメリット

新たな手数料ビジネスに繋がるとともに、お客さまに対する資金提供を行なうことができます。当行は、本サービスにより道内のお客さまとの関係を従来に増して強化していくとともに、本資金提供を通じ、道内経済活性化に寄与して参ります。

以 上

《完成工事未収入金債権を例にした債権流動化のイメージ》



[説明]

- ① 建設業者と金融機関との間で債権譲渡基本契約を締結します。
- ② 建設業者は発注者との請負契約に基づき、完成工事未収入金債権を取得します。
- ③ 建設業者は発注者から債権譲渡の承諾を得て、金融機関に当該債権を譲渡します。
- ④ 金融機関は当該債権を買取り、買取代金を建設業者に支払います。
- ⑤ 金融機関は、発注者より直接債権の回収を図ります。